

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成２７年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成２７年２月１７日（火）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長 堤 盛良

１．業務概要

（１）業務名 Ｈ２７渡良瀬川栃木群馬圏域新聞掲載業務

（２）業務内容 本業務は、渡良瀬川流域で実施している河川・砂防事業について、その重要性や自然環境、地域の発展に寄与している点を広く栃木県民及び群馬県民に周知し、両事業の理解促進及び防災・減災対策の意識高揚を図ること、及び防災対策の一環で、砂防事業と連携した松木山腹工事業地内（日光市足尾町地先）でのボランティアの植樹活動である平成２８年度「春の植樹デー」への参加告知を目的に新聞掲載を行うものである。

（３）履行期限 平成２８年３月２８日

２．企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- （１）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （２）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- （３）平成２５・２６・２７年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- （４）企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- （５）下記に示される同種又は類似業務等について、平成１６年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上の実績を有すること。

- ・同種業務：河川または砂防事業の新聞掲載（企画・立案を含む）業務。
- ・類似業務：新聞掲載（企画・立案を含む）業務。

（６）配置予定技術者（主たる担当者）については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成１６年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上の実績を有すること。

- ・同種業務：河川または砂防事業の新聞掲載（企画・立案を含む）業務。
- ・類似業務：新聞掲載（企画・立案を含む）業務。

（７）配置予定技術者（主たる担当者）については、平成２７年４月１日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が４億円未満かつ１０件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。

３．手続等

（１）担当部局

〒３２６－０８２２

栃木県足利市田中町６６１－３

国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 経理課 契約係

電 話：０２８４－７３－５５５２

F A X：０２８４－７３－６２１４

電子メール：watarase-keiri@ktr.mlit.go.jp

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。

ただし、電子データの様式の交付を希望する場合は、予め（１）の担当まで事前連絡を行うこと。

電子データでの交付を希望する者には、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を（１）に持参又は郵送（着払い・交付希望者の負担）することにより電子データを交付するので、上記（１）にその旨連絡すること。

①郵送の場合：事前に上記（１）に申し出ること。

②窓口での交付：平成２７年２月１７日から平成２７年２月２７日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。

（３）企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成２７年２月２７日（金）１７時１５分

提出場所：上記（１）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

（４）企画提案に関するヒアリングの有無、（日時及び場所）

提出された企画提案書について以下のとおりヒアリングを実施する。

①実施予定日：平成27年3月3日（火）

予備日 平成27年3月5日（木）

②開始時間：後日連絡する。

③場所：関東地方整備局渡良瀬川河川事務所（住所は3.(1)と同じ。）

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は説明書による。